

1 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

令和8年6月版

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営発展を図るのに必要な長期資金を日本政策金融公庫から幅広く融通する

1 根拠法令

- (1) 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 特別融資制度推進会設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 鹿児島県農業経営基盤強化資金制度実施要領（平成19年5月24日付け農経第109号農政部長通知）
- (5) 鹿児島県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱（平成19年5月24日付け農経第108号農政部長通知）
- (6) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）

2 制度の特徴

- (1) 農業制度資金の中でも特に、長期・高額で利用可能な資金である。
- (2) 農地取得・負債整理を含めた、広範な資金使途に対応している。
- (3) 認定農業者限定の資金であり、市町村特別融資制度推進会議の認定を要する。

3 融資機関

- (1) 日本政策金融公庫
- (2) 日本政策金融公庫の業務委託先金融機関
（県内に本店を持つ委託先金融機関：県信用農業協同組合連合会、全総合農協、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、奄美大島信用金庫、奄美信用組合、鹿児島興業信用組合
県外に本店を持つ委託先金融機関：熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行など）

4 貸付条件

- (1) 貸付対象者
 - ア 認定農業者であって、市町村特別融資制度推進会議において計画の認定を受けた者
 - イ 認定農業者である法人の構成員であるか、構成員になろうとする者
（ただし、当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）。

(2) 資金使途

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金（具体的内容は7を参照）。

- ア 農地等の取得
- イ 農地等の改良等
- ウ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- エ 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得
- オ 借地権、施設等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- カ 家畜、果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- キ 負債の整理（制度資金を除く。）その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

(3) 貸付限度額

- ア 個人 3億円

ただし、次のいずれかに該当する場合には6億円

- (ア) 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす経営改善計画を有する経営体
- (イ) 主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体
- (ウ) 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

- イ 法人 10億円

ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる額とする。

- (ア) 民間金融機関から資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合等

次のうち、いずれか低い額

- ・ 20億円
- ・ 経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額

- (イ) 民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となる場合

次のうち、いずれか低い額

- ・ 30億円
- ・ 経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額

(2)のキの資金使途のうち本資金を借り受けたために生じた負債に係るものについては、本資金の貸付金残高の額とし、かつ、貸付金の使途の(2)のキ（貸付金の使途の(2)のキのうち公庫農林水産事業が融通する資金及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金を借り受けたために生じた負債に係るものを除く。）については、上記記載額の5分の1に相当する額とし、かつ、本資金の他の貸付金残高との合計額が上記記載額を超えないものとする。

(4) 融資率

事業費の100%

(5) 償還期限

25年（うち据置期間10年以内）

5 その他

(1) 当初5年間金利負担軽減措置（目標地図特例）

① 制度概要

農林水産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化等農林漁業をめぐる厳しい情勢の下、生産拡大等に意欲的に取り組み、経営改善を図る認定農業者を支援するため、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担を軽減するもの。

② 利子助成実施主体

（公財）農林水産長期金融協会

③ 対象要件

ア 対象者

要件1及び要件2のいずれも満たす者

【要件1】

以下のいずれかに該当する認定農業者。

(ア) 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

(イ) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

【要件2】

以下の(ア)から(ウ)までのすべてに該当する旨を「園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表」及び「環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表」により確認ができた認定農業者。

(ア) 次のいずれかに該当すること

○ 融資対象物件に園芸施設共済の対象となる施設を含む場合、自然災害に備えた園芸施設共済等への加入意向があること

○ 融資対象物件に園芸施設共済の対象となる施設が含まれないこと

(イ) 労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

(ウ) 環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

イ 対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定する案件

ウ 貸付金の使途の制限

以下の使途のものは利子助成の対象としない。

(ア) 安定化長期資金（負債整理向け等）の融資

(イ) 国庫補助事業の補助残部分への融資

エ 利子助成適用額

(ア) 個人： 3億円

(イ) 法人： 10億円

オ 利子助成対象期間

貸付当初5年間（貸付実行日から5年目の応当日の前日まで）

(2) 当初5年間金利負担軽減措置（TPP等対策特例）

① 制度概要

平成29年度補正予算において、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）及び日EU経済連携協定（日EU・EPA）による新たな国際環境の下で、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を支援するため、担い手経営発展支援金融対策事業として（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5

年間の金利負担を軽減するもの。

※ 利子助成の上限は2%のため、公庫の貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分は借入者の負担となる。

② 利子助成実施主体

(公財)農林水産長期金融協会

③ 対象要件

ア 対象者

要件1～3をいずれも満たす者

【要件1】

(1) の③アの要件をいずれも満たす認定農業者。

【要件2】

T P P協定等による経営環境の変化に対応して、新たに取り組む規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に係る「経営展開計画（兼取組確認表）」を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる認定農業者。

【要件3】

「経営展開計画（兼取組確認表）」に農産物輸出に関する内容を含む場合、農林水産省が設立しているG F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへ登録していることを「園芸施設共済等の加入等及びG F P登録に係る交付要件確認表」により確認ができた認定農業者。

イ 対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに貸付決定する案件

ウ 貸付金の使途の制限

安定化長期資金（負債整理向け等）の融資を資金使途とするものは、利子助成の対象としないが、国庫補助事業の補助残部分への融資は対象となる。

エ 利子助成適用額

(ア) 個人： 6億円

(イ) 法人： 20億円

オ 利子助成対象期間

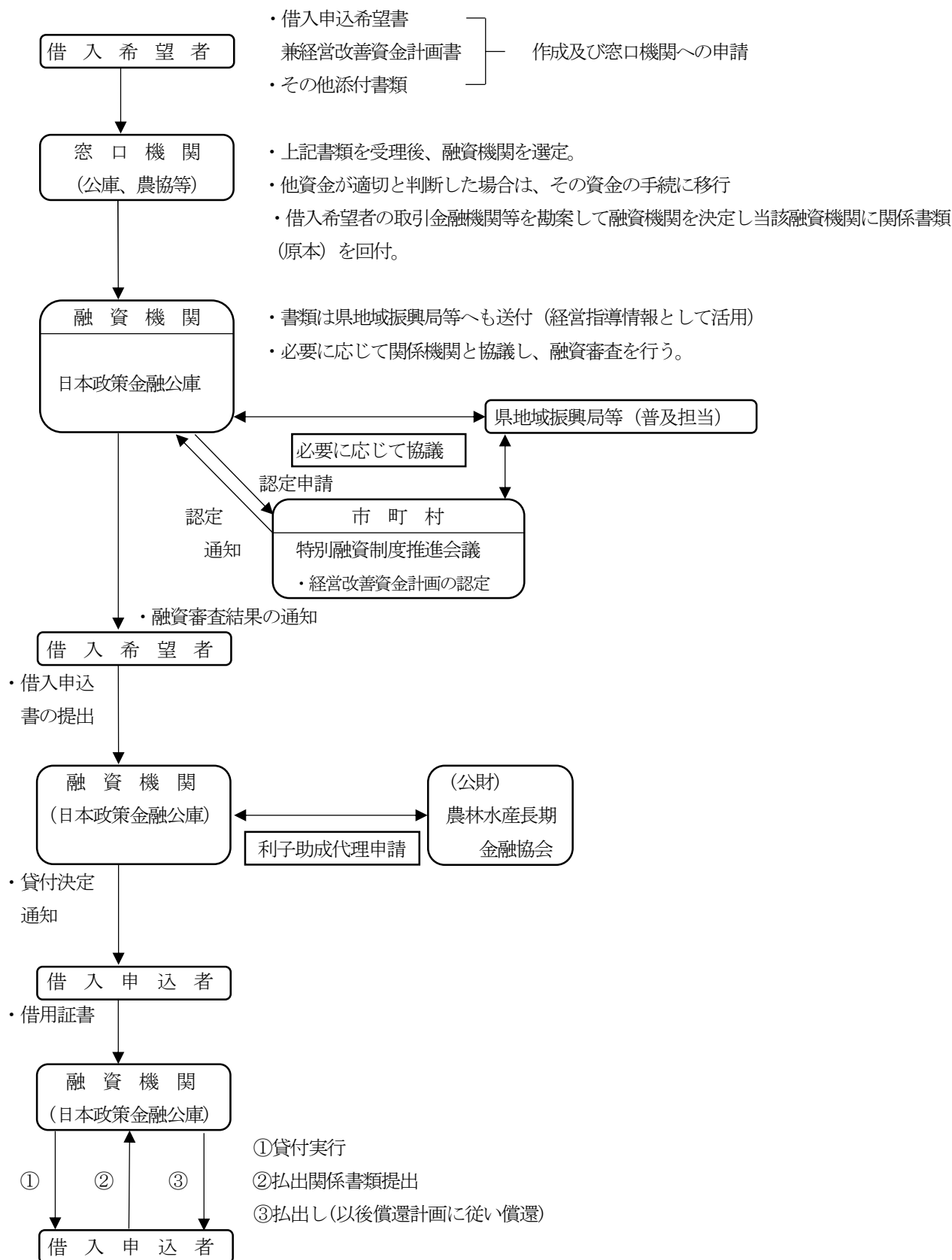
貸付当初5年間（貸付実行日から5年目の応当日の前日まで）

(3) クイック融資制度

農業経営基盤強化資金はクイック融資制度を利用することで、無担保・無保証人で借り受けることができる（クイック融資制度の詳細については**第2編3クイック融資制度**を参照）。ただし、4の（2）のキの資金使途についてはクイック融資制度の対象外である。
根拠:クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）

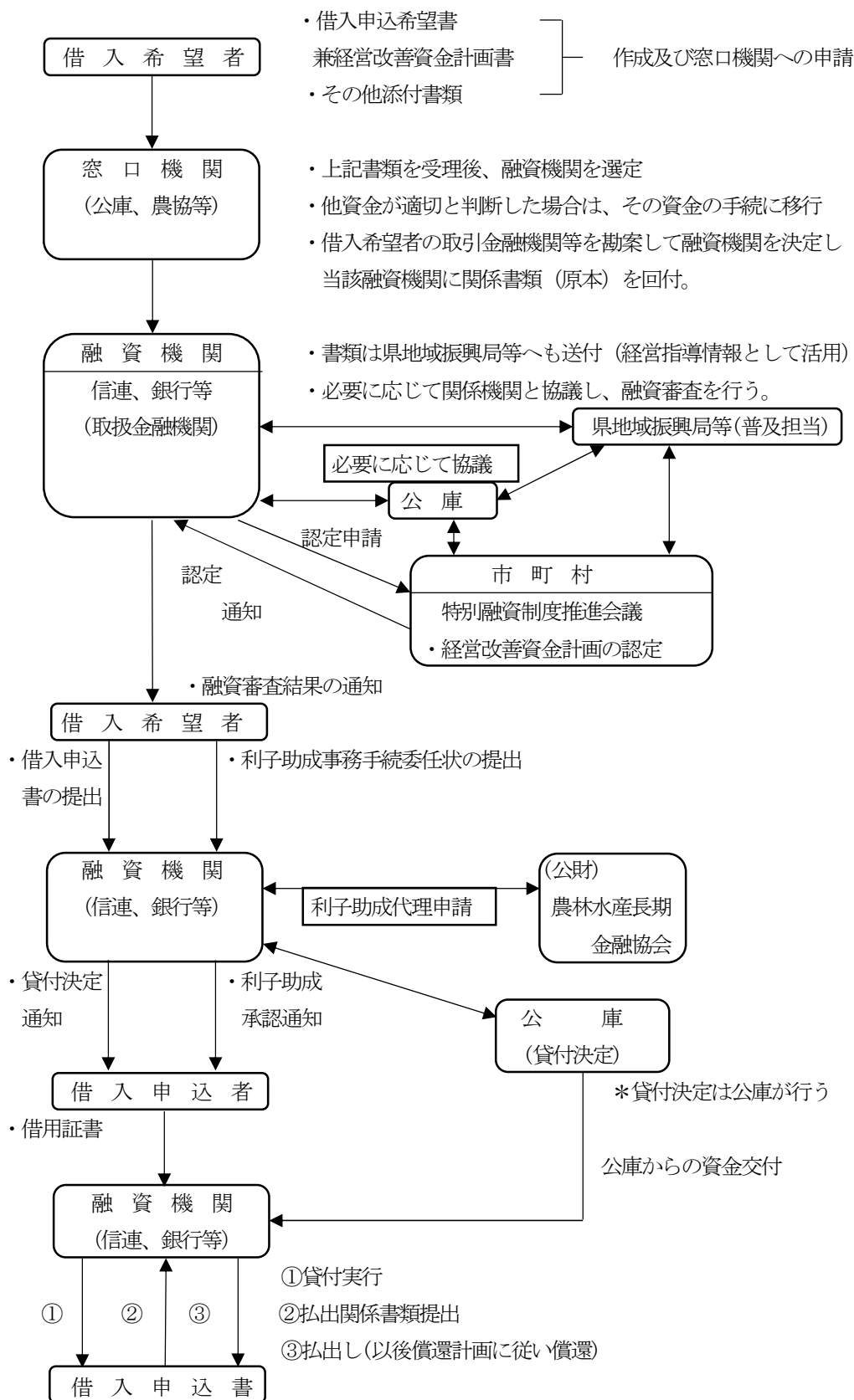
6 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）事務処理手続

(1) 日本政策金融公庫直貸の場合（3の（1）の融資機関が取り扱う場合）



※ 利子助成の承認手続きについて、農業経営基盤強化資金の場合は貸付決定後又は実行後に行うことも可能である。ただし、利子助成承認手続自体は市町村から県への補助金交付申請までの間に完了させておく必要がある。（県による利子助成は平成24年3月31日までに公庫貸付決定されたもの。うち平成22年4月23日から平成24年3月31日までに公庫貸付決定されたものについては貸付当初5年間に限る。）

(2) 日本政策金融公庫直貸以外の場合(3の(2)の融資機関が取り扱う場合)



※ 利子助成の承認手続について、農業経営基盤強化資金の場合は貸付決定後又は実行後に行うことも可能である。ただし、利子助成承認手続自体は市町村から県への補助金交付申請までの間に完了させておく必要がある。(県による利子助成は平成24年3月31日までに公庫貸付決定されたもの。うち平成22年4月23日から平成24年3月31日までに公庫貸付決定されたものについては貸付当初5年間に限る。)

7 別紙

農業経営基盤強化資金の融資対象

基本的考え方

- ① 経営改善計画等に明示された具体的経営改善措置(経営安定措置を含む。)の実施に必要な長期資金に限る。
- ② したがって、生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係のないものや設定された計画と関係のないものは、融資対象とならない。
- ③ また、単なる資金繰り資金も融資対象とならない。
- ④ ※の資金使途については、法人及び青色申告をしている個人のみを融資対象とする。

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備考
1. 農地等の取得	○農地、採草放牧地の取得 ○未墾地の取得	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
2. 農地等の改良等	○農地等の改良、造成、復旧、保全	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
3. 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、たい肥舎、農作物育成管理用施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育う施設、農機具、運搬用機具 ○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬入道路、発電施設、農業生産環境施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
4. 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設 ○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設 ○体験農業施設・交流施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
5. 借地権、施設等の利用権、特許権その他の無形固定資産の取得等	○営業権、特許権、登録新品種にかかると権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、電話加入権、テナント権利金、自らの経営に密接に関係する法人に対する出資金その他の無形固定資産 ○調査研究、開発費その他の繰延資産	決算書に無形固定資産、繰延資産として計上しないものは対象外
6. 家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い	○家畜の購入・育成費 ○果樹・茶・多年性草本・桑・花木の新植、改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料	自らの経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金	○規模・売上・販路の拡大(立ち上がりを含む。)、作目転換等に伴い必要となる初期的経営費用	経営改善計画期間中に必要なものに限る。
	○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金(登記費用等)	当該経営体が認定を受けている場合に限る。
	○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金(出資金等)	当該法人が認定を受けている場合に限る。
7. 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	○負債の整理	経営の安定に真に必要な場合に限る。 制度資金は対象外 金融機関の取引離脱による肩代わりは対象外
	○資本構成を是正するのに必要な資金	資本構成の悪化の原因が、放漫経営等正常な経営によるものと認められない場合は、対象外
	○法人構成員の脱退に伴う持ち分の払い戻しに必要な資金	※ 当該法人が認定を受けている場合に限る。
	○緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社の出資金を保有するために必要な資金	※ 関連会社は資材の購入先、生産物の販売先に限る。上場株式の取得等投機目的の可能性のある場合は対象外

余 白

2 青年等就農資金

令和 8 年 6 月版

将来、効率的・安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等を認定新規就農者として市町村が認定し、これらの認定を受けた者の就農を促進することを目的とした無利子資金。

1 根拠法令

- (1) 青年等就農資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 青年等就農資金の融資の円滑化について（平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3703 号農林水産省経営局長通知）
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）

2 制度の特徴

- (1) 認定新規就農者（基盤強化法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を支援するための資金である。
- (2) 無利子である。
- (3) 基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定就農計画（以下「認定就農計画」という。）の目標達成に必要な資金が幅広く対象となる。（ただし、単なる資金繰り資金や農地等の取得を除く。）

3 融資機関

- (1) 日本政策金融公庫
- (2) 日本政策金融公庫の業務委託先金融機関
（県内に本店を持つ委託先金融機関：県信用農業協同組合連合会、全総合農協、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、奄美大島信用金庫、奄美信用組合、鹿児島興業信用組合
県外に本店を持つ委託先金融機関：熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行など）

4 貸付条件

- (1) 貸付対象者
 - ア 認定新規就農者（ただし、経営改善資金計画を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けたものに限る。）
 - イ 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（いずれも農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行うものに限る。）、銀行、信用金庫、信用協同組合又は農林中央金庫

(2) 資金使途

ア 農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金

イ 農地等について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における権利金の支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一括払いに必要な資金

ウ 果樹、茶、多年生草本、桑又は花木等の新植、改植又は育成に必要な資金

エ 家畜の購入又は育成に必要な資金

オ 次に掲げるもの

(ア) 農機具又は運搬用機具その他の基盤強化法第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の措置を行うのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 創立費又は開業費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金（決算の際に、繰延資産とされるものに限る。）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、基盤強化法第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の措置を行うのに必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ 次に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(ア) 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農機具及び運搬用器具

(イ) (ア)に掲げるもののほか、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の基盤強化法第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の措置を行うのに必要な施設

※ なお、本資金の対象とならない農地等の取得については、経営体育成強化資金の対象となる。

(3) 貸付限度額

3, 7 0 0 万円（特認 1 億円）

(4) 融資率

1 0 0 %

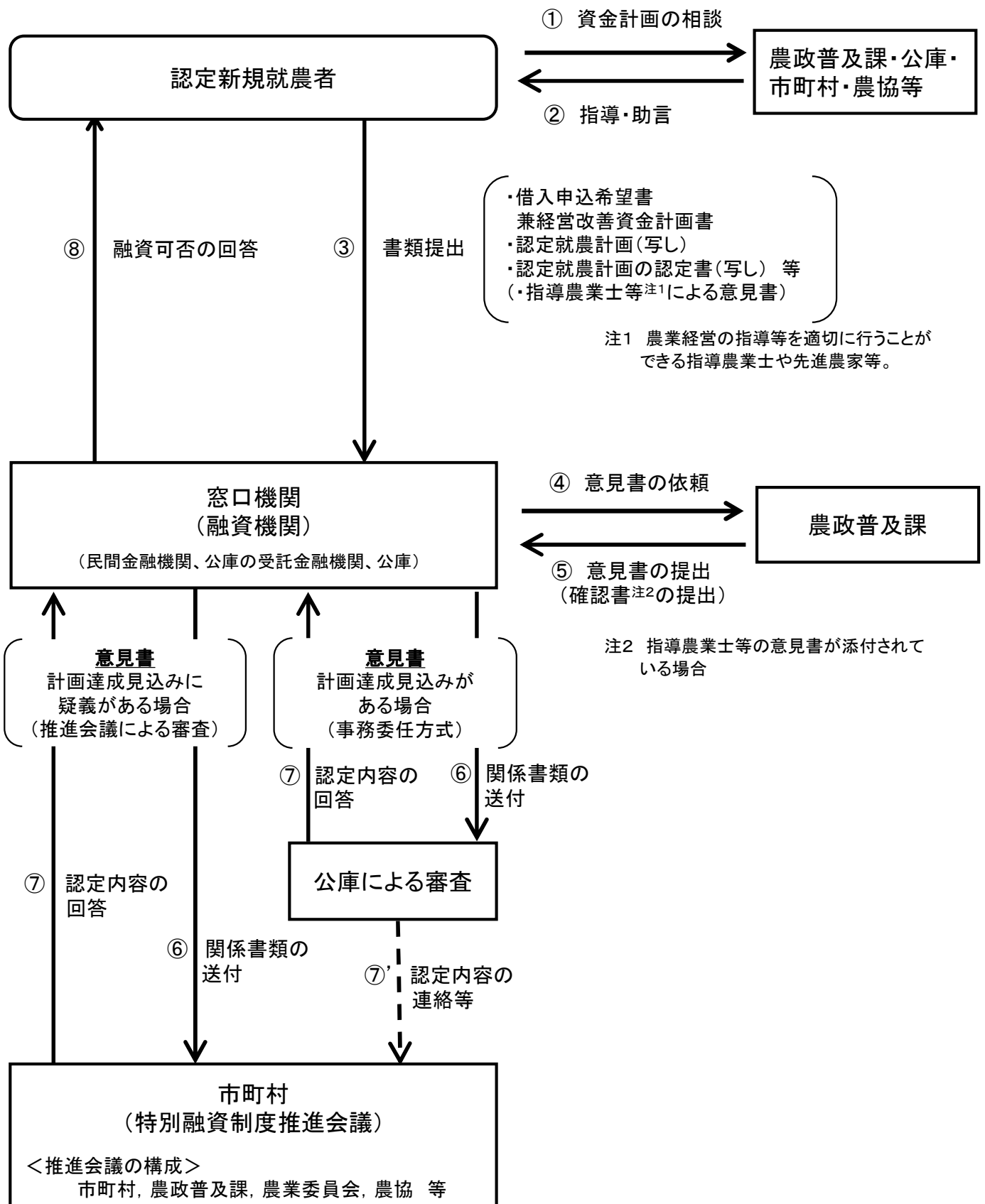
(5) 貸付利率

無利子

(6) 償還期限

1 7 年以内（うち据置期間 5 年以内）

青年等就農資金の貸付手続の流れ



余 白

3 経営体育成強化資金

令和8年6月版

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、前向き投資資金、償還負担の軽減に必要な資金及び民事再生法等による事業の再生に必要な資金を日本政策金融公庫から幅広く融通する。

1 根拠法令

- (1) 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）

2 制度の特徴

- (1) スーパーL資金と並び、長期・高額で利用可能な資金である。
- (2) 農地取得・負債整理を含めた、広範な資金使途に対応しており、負債整理と前向き投資を併せて行い、経営の改善を図ることができる。
- (3) スーパーL資金が認定農業者を対象とするのに対し、主として認定農業者以外の農業者を貸付対象者としている。

3 融資機関

- (1) 日本政策金融公庫
- (2) 日本政策金融公庫の業務委託先金融機関
(県内に本店を持つ委託先金融機関：県信用農業協同組合連合会、全総合農協、
鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、
鹿児島信用金庫、奄美大島信用金庫、奄美信用組
合、鹿児島興業信用組合
県外に本店を持つ委託先金融機関：熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行 など)

4 貸付条件

- (1) 貸付対象者
 - ア 農業を営む者であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者（農業サービス事業体であって、次に掲げる要件の(ア)、(イ)及び(エ)を満たすものを含む。以下「経営体育成強化資金における主業農業者」という。）
 - (ア) 農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、1,000万円以上）であること。
 - (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者である構成員）がいること。
 - (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - (エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含

む。)

- イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者）
- ウ 農業参入法人
農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - (ア) 原則として5年以内に農業経営改善計画の認定を受ける計画を有していること。
 - (イ) 経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること。
- エ 経営体育成強化資金における経営主以外の農業者
アに該当する家族農業経営の、経営主以外の農業を営む者。ただし、家族経営協定において次の事項が明確となっているものに限る。
 - (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
 - (イ) 主宰権のある経営部門について、当該の者に危険負担及び収益の処分権があること。
- オ 集落営農組織
（次に掲げる要件をすべて満たす法人格を有しない農業を営む任意団体）
 - (ア) 目的、構成員の資格等を定めた規約を有していること。
 - (イ) 一元的に経理を行っていること。
 - (ウ) 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。
（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合は法人に組織変更する旨の目標を有していること。）
 - (エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合を除く。）
 - (オ) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。
 - (カ) 経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること。
- カ オに掲げる者が法人化するときに、当該法人の構成員として参加する農業を営む者（資金使途については、（2）のヌに限られる。）
- キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会
（いずれもアからキまでに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限る。）

(2) 資金使途

- ア 農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金
- イ 農業経営の改善のためにする農地等（農地又は採草放牧地）の取得に必要な資金
- ウ 農地等について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における権利金の支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一括払いに必要な資金
- エ 農機具又は運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額の一括払い
（（1）のカ以外の者については、農機具又は運搬用機具に限る。）
- オ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金（(1)貸付対象者アに掲げる者のうち、一部又は全部を請け負う事業を営む者（以下「農業サービス事業体」という。）の行うものに限る。）
- カ 果樹の新植、改植又は育成に必要な資金
- キ オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成に必要な資金
- ク 家畜の購入又は育成に必要な資金

- ケ 次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金（再建整備資金）
（（１）のア、イ、ウ、オに掲げる者のうち、経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込であり、現に負債の償還に支障を来たしている者に限る。）
- （ア）共同相続人のうち遺産に属する農地等（以下「農業経営資源」という。）について、これらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲渡を受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金
- （イ）農業経営の改善のためにする農地等の取得に必要な資金
- （ウ）疾病、負傷又は災害により必要な資金
- （エ）農具、肥料、飼料、家畜その他農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金
- （オ）農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金
- コ 制度資金等負債の円滑な支払に必要な資金（償還円滑化資金）
（（１）のア、イ、ウ、オに掲げる者のうち、経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込であり、現に負債の償還に支障を来たしている者に限る。）
- サ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善を図るために必要な施設（農機具及び運搬用機具を含む。）の改良、造成又は取得に必要な資金
- シ 農業経営の改善によって必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生計画（以下「再生計画」という。）の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（（１）ア、イ及びオに限る。以下、「事業再生支援資金」という。）並びに（１）ア（農業サービス事業体に限る。）、ウ、エ及びカに掲げる者の行うものに限る。）
- ス 農業を営む者が構成員として法人に参加するために必要な資金
（（１）のキに掲げる者に限る。）

（３）貸付限度額

- ア 個人
1 億 5 千万円
ただし、再建整備資金（（２）のケ）については、上の限度額のうち 1 千万円を上限とする。ただし、農業経営又は農業所得の規模などを勘案のうえ、必要と認められた場合は、1,750 万円（特認）又は 2,500 万円（特定）を上限とする。
- イ 農業参入法人（（１）のウに掲げる者）
1 億 5 千万円
- ウ 法人（（１）のエに掲げる者を除く。）
5 億円
ただし、再建整備資金（（２）のケ）については、上の限度額のうち 4 千万円を上限とする。
- エ 集落営農組織（（１）のオに掲げる者）
5 億円

（４）融資率

- ア 再建整備資金（（２）のケ）
100%

イ 償還円滑化資金（（２）のコ）

経営改善計画の計画期間中の５年間（経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、１０年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

ウ （２）のシの資金

８０％

ただし、事業再生支援資金にあつては、民間金融機関の要請がある場合や、取引先金融機関の破綻その他の取引先金融機関に係る理由により資金の円滑な融資を受ける事が困難と認められる場合については、貸付けを受ける者の負担する額

エ ア～ウ以外の資金

８０％

※ 認定新規就農者（（１）のイに掲げる者）が認定就農計画に基づいて行う事業（（２）のイに掲げる資金使途）は、負担額のうち１,０００万円以下の部分については１００％、負担額のうち１,０００万円を超える部分については８０％となる。

（５） 償還期限

２５年（うち据置期間３年以内）

ただし、（２）のカの資金については据置期間１０年以内、（１）のイに掲げる者が行う（２）のイの資金については据置期間５年以内とする。

５ 事務処理手続

（１） 資金使途に４の（２）のケ又はコを含む場合

農業負債整理関係資金基本要綱に基づく手続による（２－４－４ ページ参照）。

（２） 資金使途に４の（２）のケ及びコを含まない場合

農業経営改善関係資金基本要綱に基づく手続による（２－２－１４ ページ参照）。

4 農林漁業セーフティネット資金

令和8年6月版

意欲と能力を有しながらも、不慮の災害、経営環境の変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対して、経営の維持安定に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

1 根拠法令

- (1) 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）

2 制度の特徴

- (1) 本人の責めに帰さない事由により経営が悪化した場合に、経営の維持安定に必要な運転資金を調達できる。
（自然災害、行政処分、疾病、資材等の高騰、風評被害、取引条件の悪化や取引先の破綻など）
- (2) 農林漁業を営む者を幅広く対象としている。

3 融資機関

- (1) 日本政策金融公庫
- (2) 日本政策金融公庫の業務委託先金融機関
（県内に本店を持つ委託先金融機関：県信用農業協同組合連合会、全総合農協、
鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、
鹿児島信用金庫、奄美大島信用金庫、奄美信用組
合、鹿児島興業信用組合
県外に本店を持つ委託先金融機関：熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行 など）

4 貸付条件（農業関係のみ記載）

- (1) 貸付対象者
 - ア 認定農業者
 - イ 農業者であって、農業所得が総所得（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては、1,000万円以上）であるもの
 - ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者）
 - エ 新たに農業経営を開始したものであつて、経営開始後3年以内のもの
 - オ 目標地図に位置付けられた者
 - カ イに該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者
（家族経営協定を締結しており、その中において、経営のうち一部の部門について主宰権があり、かつその部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっている場合に限る。）
 - キ 次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であつて農業を営むもの

- (ア) 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。
- (イ) 一元的に経理を行っていること。
- (ウ) 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
- (エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
- (オ) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。
- (ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。)

(2) 資金使途

- ア 災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金
(対象とする災害は風水害、震災等の天災の他、火災等、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で経営に著しい支障を及ぼすものを含む。)
- イ 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金(農業者の責めに帰すことが出来ない事由によるものに限る。)
- ウ 社会的又は経済的環境の変化その他農業者の責めに帰すことが出来ない事由により次に掲げるいずれかの状況になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金
 - (ア) 最近の決算期における農業粗収益が前期に比し10%以上減少していること、又は最近3カ月の農業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。
 - (イ) 最近の決算期における所得率(法人にあっては、経営利益率)が前期を下回っていること、又は純利益額が前期に比して悪化していること。
 - (ウ) 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
 - (エ) 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
 - (オ) 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還年数が20年以上あること。
 - (カ) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - (キ) 社会的な要因(農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限り)による一時的な農産物価格の低下又は農業生産に必要な資材等の価格の高騰により、資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (ク) 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限り)をいう。)により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (ケ) 社会的な要因(農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限り)によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより、農業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。

- (㇔) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けるなど、金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農業生産に支障を来している又は来す恐れがあること。
- (㇕) 農産物の販売先、農業生産資材の仕入れ先等の関連する取引先の倒産によって、農産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来す恐れがあること。

(3) 貸付限度額

ア 一般

600万円

ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

イ 原子力災害の影響を受けている者

1,200万円

ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

ウ ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者

600万円

ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

ウの（注）（ア）アまたはイの貸付金残高と通算しないものとする。

（イ）令和9年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(4) 融資率

維持安定に必要な額の100%

(5) 償還期限

15年（うち据置期間3年以内）

5 事務処理手続

経営安定計画（個人は3-4-4ページ、法人及び団体は3-4-10ページ）を作成し、3に掲げる融資機関のいずれかに提出する。

なお、4の（2）のアの資金を借り入れる場合は、災害による被害についての市町村長の証明（3-4-12ページ）を添付することを要する。

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

_____ 殿

申請日 _____
住所 _____
法人名（屋号） _____
代表者氏名 _____

1 生産の状況

ア 経営規模

入力する業種： _____（農業、林業、漁業）

イ 労働力

農業	営農類型		
	田（うち借地）	a（ _____ ）	a
	畑（うち借地）	a（ _____ ）	a
	樹園地（うち借地）	a（ _____ ）	a
	採草放牧地（うち借地）	a（ _____ ）	a
	施設面積	棟	m ²
	常時飼養家畜	種類 _____	頭・羽
林業	林業種類		
	保有山林面積（うち人口林面積）	a（ _____ ）	a
漁業	漁業種類		
	漁船隻数（合計総トン数）	隻（ _____ ）	t
	統数	_____	ケ統
	養殖施設規模（合計面積）	基（ _____ ）	m ²

常時従事の雇用者	_____ 名
パート・アルバイト	_____ 名
（個人の場合） 家族常時従事者	_____ 名

ウ 主要品目

品目	_____
生産規模	_____（ _____ ）（a、ha、m ² 、頭、千羽、尾）
出荷量	_____（ _____ ）（t、m ³ 、千本、千鉢、頭）
販売額	_____（千円）

2 資金の必要性

ア 資金が必要となった要因

☒ _____

イ 具体的な資金必要額の説明

資金必要額 _____（千円）

資金必要額の説明 _____
（記載内容）資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入して下さい。

ウ 経営安定のための具体的取り組み

（記載内容）経営安定のための具体的取り組み、収支の増加、支出の削減の見込み額及び収入保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して下さい。

エ 経営状況

	通常年（ _____ 期）	直近（ _____ 期）
農林漁業粗収益（売上高）	_____ 千円	_____ 千円
農林漁業所得（純利益）	_____ 千円	_____ 千円
負債額	_____ 千円	_____ 千円

以下の書類を添付してください。

- ・農業経営改善計画、青年等就農計画、林業経営改善計画又は漁業経営改善計画の認定を受けている場合は、当該計画書及び認定書の写し
- ・借入金・リースの返済予定表、直近3年分の決算書類（個人の場合は、青色（白色）申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書）の写し

品目名	出荷量	単位	生産規模	生産規模単位
米	生産量	t	作付面積	a
小麦	生産量	t	作付面積	a
六条大麦	生産量	t	作付面積	a
ビール麦（二条大麦）	生産量	t	作付面積	a
裸麦	生産量	t	作付面積	a
そば	生産量	t	作付面積	a
その他穀類	生産量	t	作付面積	a
大豆	生産量	t	作付面積	a
小豆	生産量	t	作付面積	a
いんげん	生産量	t	作付面積	a
らっかせい	生産量	t	作付面積	a
その他豆類	生産量	t	作付面積	a
かんしょ	生産量	t	作付面積	a
ばれいしょ	生産量	t	作付面積	a
だいこん	生産量	t	作付面積	a
かぶ	生産量	t	作付面積	a
にんじん	生産量	t	作付面積	a
ごぼう	生産量	t	作付面積	a
れんこん	生産量	t	作付面積	a
さといも	生産量	t	作付面積	a
やまのいも	生産量	t	作付面積	a
にんにく	生産量	t	作付面積	a
らっきょう	生産量	t	作付面積	a
根しょうが	生産量	t	作付面積	a
その他根菜類	生産量	t	作付面積	a
はくさい	生産量	t	作付面積	a
キャベツ	生産量	t	作付面積	a
ほうれんそう	生産量	t	作付面積	a
ねぎ	生産量	t	作付面積	a
たまねぎ	生産量	t	作付面積	a
こまつな	生産量	t	作付面積	a
しゅんぎく	生産量	t	作付面積	a
チンゲンサイ	生産量	t	作付面積	a
つけな	生産量	t	作付面積	a
ナバナ	生産量	t	作付面積	a
にら	生産量	t	作付面積	a
花みょうが	生産量	t	作付面積	a
ふき	生産量	t	作付面積	a
みつば	生産量	t	作付面積	a
レタス	生産量	t	作付面積	a
セルリー	生産量	t	作付面積	a
カリフラワー	生産量	t	作付面積	a

ブロッコリー	生産量	t	作付面積	a
アスパラガス	生産量	t	作付面積	a
パセリー	生産量	t	作付面積	a
非結球レタス	生産量	t	作付面積	a
水わさび	生産量	t	作付面積	a
たけのこ	生産量	t	作付面積	a
その他葉茎菜類	生産量	t	作付面積	a
なす	生産量	t	作付面積	a
トマト	生産量	t	作付面積	a
きゅうり	生産量	t	作付面積	a
かぼちゃ	生産量	t	作付面積	a
ピーマン	生産量	t	作付面積	a
オクラ	生産量	t	作付面積	a
さやえんどう	生産量	t	作付面積	a
えだまめ	生産量	t	作付面積	a
さやいんげん	生産量	t	作付面積	a
スイートコーン	生産量	t	作付面積	a
未成熟そらまめ	生産量	t	作付面積	a
いちご	生産量	t	作付面積	a
すいか	生産量	t	作付面積	a
メロン	生産量	t	作付面積	a
その他の果菜類	生産量	t	作付面積	a
その他の野菜	生産量	t	作付面積	a
みかん	生産量	t	作付面積	a
なつみかん	生産量	t	作付面積	a
はっさく	生産量	t	作付面積	a
いよかん	生産量	t	作付面積	a
ネーブルオレンジ	生産量	t	作付面積	a
その他かんきつ類	生産量	t	作付面積	a
りんご	生産量	t	作付面積	a
ぶどう	生産量	t	作付面積	a
日本なし	生産量	t	作付面積	a
西洋なし	生産量	t	作付面積	a
もも	生産量	t	作付面積	a
すもも	生産量	t	作付面積	a
おうとう	生産量	t	作付面積	a
うめ	生産量	t	作付面積	a
びわ	生産量	t	作付面積	a
かき	生産量	t	作付面積	a
くり	生産量	t	作付面積	a
キウイフルーツ	生産量	t	作付面積	a
パインアップル	生産量	t	作付面積	a
その他果実	生産量	t	作付面積	a

きく	生産量	千本	施設面積	m ²
カーネーション	生産量	千本	施設面積	m ²
ばら	生産量	千本	施設面積	m ²
ゆり	生産量	千本	施設面積	m ²
スターチス	生産量	千本	施設面積	m ²
トルコギキョウ	生産量	千本	施設面積	m ²
洋ラン類	生産量	千本	施設面積	m ²
宿根かすみそう	生産量	千本	施設面積	m ²
ガーベラ	生産量	千本	施設面積	m ²
チューリップ	生産量	千本	施設面積	m ²
花木類(切り枝)	生産量	千本	施設面積	m ²
その他切り花類	生産量	千本	施設面積	m ²
ゆり球根	生産量	千球	施設面積	m ²
チューリップ球根	生産量	千球	施設面積	m ²
その他球根類	生産量	千球	施設面積	m ²
シクラメン	生産量	千鉢	施設面積	m ²
観葉植物	生産量	千鉢	施設面積	m ²
花木類(鉢物)	生産量	千鉢	施設面積	m ²
その他の鉢物類	生産量	千鉢	施設面積	m ²
花壇用苗もの類	生産量	千本	施設面積	m ²
茶	生産量	t	作付面積	a
なたね	生産量	t	作付面積	a
てんさい	生産量	t	作付面積	a
さとうきび	生産量	t	作付面積	a
こんにゃくいも	生産量	t	作付面積	a
い	生産量	t	作付面積	a
葉たばこ	生産量	t	作付面積	a
その他工芸農作物	生産量	t	作付面積	a
乾しいたけ	生産量	t	菌床数	本・ビン
生しいたけ	生産量	t	菌床数	本・ビン
なめこ	生産量	t	菌床数	本・ビン
えのきたけ	生産量	t	菌床数	本・ビン
ひらたけ	生産量	t	菌床数	本・ビン
ぶなしめじ	生産量	t	菌床数	本・ビン
まいたけ	生産量	t	菌床数	本・ビン
まつたけ	生産量	t	菌床数	本・ビン
マッシュルーム	生産量	t	菌床数	本・ビン
その他きのこ類	生産量	t	菌床数	本・ビン
もやし	生産量	t	—	—
種苗	生産量	千本	施設面積	m ²
その他農産物(耕種)	生産量	t	作付面積	a
繭	収繭量	t	掃立卵量	箱
生乳(牛)	生産量	t	成牛頭数	頭

生乳(牛以外)	生産量	t	飼養頭数	頭
子牛(肉用種)	出荷頭数	頭	繁殖雌牛	頭
子牛(乳用種、搾乳)	出荷頭数	頭	繁殖雌牛	頭
子牛(乳用種、肥育)	出荷頭数	頭	繁殖雌牛	頭
子牛(交雑種)	出荷頭数	頭	繁殖雌牛	頭
肥育牛(肉用種)	出荷頭数	頭	肥育牛頭数	頭
肥育牛(乳用種)	出荷頭数	頭	肥育牛頭数	頭
肥育牛(交雑種)	出荷頭数	頭	肥育牛頭数	頭
牛肉	—	—	—	—
子豚	出荷頭数	頭	繁殖雌豚	母豚
肥育豚	出荷頭数	頭	繁殖雌豚	母豚
子取り用めす豚	出荷頭数	頭	繁殖雌豚	母豚
種おす豚	出荷頭数	頭	繁殖雌豚	母豚
豚肉	—	—	—	—
鶏(採卵めすひな)	出荷羽数	千羽	成鶏	
鶏(ブロイラーひな)	出荷羽数	千羽	成鶏	
鶏(肉用)	出荷羽数	千羽	成鶏	
種鶏(採卵用)	出荷羽数	千羽	成鶏	
種鶏(ブロイラー用)	出荷羽数	千羽	成鶏	
鶏肉	—	—	—	—
馬(肉用)	出荷頭数	頭	—	—
軽種馬	出荷頭数	頭	—	—
馬肉	—	—	—	—
実験動物(生体)	出荷頭羽数	頭羽	—	—
実験動物(生体以外)	出荷重量	t	—	—
その他哺乳類・家禽	出荷頭羽数	頭羽	—	—
その他肉類	—	—	—	—
鶏卵	生産量	t	—	—
その他卵	生産量	t	—	—
はちみつ	生産量	t	—	—
その他畜産物	生産量	t	—	—
主伐(針葉樹)		蓮		
主伐(広葉樹)		蓮		
間伐(針葉樹)		蓮		
間伐(広葉樹)		蓮		
樹苗		千本		
薪炭		t		
特用林産物(きのこ除く)		t		
その他林産物		t		
まぐろ		匹		
かつお		t		
さけ・ます類		匹		
にしん		t		

いわし		t		
あじ		t		
さば		t		
さんま		t		
ひらめ・かれい類		t		
そこだら類		t		
すけとうだら		t		
その他たら類		t		
ほっけ		t		
たい		匹		
ぶり・はまち		匹		
いかなご		t		
かわはぎ類		t		
近海おきあみ		t		
さめ		t		
うなぎ		t		
こい		t		
あゆ		t		
やまめ・いわな		t		
かき		t (殻)		
ほたて貝		t (殻)		
その他貝類		t (殻)		
えび		t		
かに		t		
いか		t		
たこ		t		
その他水産動物類		t		
わかめ		t (生)		
のり		t (生)		
その他海藻類		t (生)		
真珠		kg		
その他水産物		t		
その他				

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿
令和 年 月 日
住 所
法人名（屋号）
代 表 者 氏 名

1 生産の状況

ア 経営規模

イ 労働力

農 業	営農類型			常時従事の雇用者	名
	田（うち借地）	a（	）a	パート・アルバイト	名
	畑（うち借地）	a（	）a		
	樹園地（うち借地）	a（	）a		
	採草放牧地（うち借地）	a（	）a	（個人の場合） 家族常時従事者	名
	施設面積	棟	m ²		
	常時飼養家畜	種類	頭・羽		
林 業	林業種類 保有山林面積（うち人工林面積）	a（		）a	
漁 業	漁業種類				
	漁船隻数（合計総トン数）	隻（	）t		
	統数		ヶ統		
	養殖施設規模（合計面積）	基（	）m ²		

ウ 主要品目

品目	
生産規模	（a、ha、m ² 、頭、千羽、尾）
出荷量	（t、m ³ 、千本、千鉢、頭）
販売額	（千円）

2 資金の必要性

ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）

- ☐災害 ☐法令に基づく行政処分、行政指導 ☐年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少
☐最近3か月の粗収益（売上高）の減少 ☐所得率の悪化 ☐純利益額の減少
☐売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等
☐農林水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）
☐生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）
☐感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）
☐所得が2期連続の赤字 ☐所得が2期合計で赤字 ☐債務償還可能年数が20年以上
☐金融機関との取引状況の悪化 ☐農林水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等

イ 具体的な資金必要額の説明

資金必要額	(千円)
資金必要額の説明	
	(記載内容) 資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入して下さい。

ウ 経営安定のための具体的取り組み

(記載内容) 経営安定のための具体的取り組み、収支の増加、支出の削減の見込み額及び収入保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して下さい。

エ 経営状況

	通常年 (年 月期)	直近 (年 月期)
農林漁業粗収益 (売上高)	千円	千円
農林漁業所得 (純利益)	千円	千円
負債額		千円

以下の書類を添付してください。

- ・農業経営改善計画、青年等就農計画、林業経営改善計画又は漁業経営改善計画の認定を受けている場合は、当該計画書及び認定書の写し
- ・借入金・リースの返済予定表、直近3年分の決算書類（個人の場合は、青色（白色）申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書）の写し

被災証明書
(農林漁業用)

年 月 日

〇〇〇〇〇市町村長 殿

住 所
氏 名

1 災害の種類・時期

2 被害の状況

作物名 (樹種名) (漁業種類)	被害の状況

※ 被災した生産物・業務用施設・業務用機械等について、それぞれの被害状況（暴風雨による生産物の落下、地震による業務用施設の倒壊・業務用機械の破損等）を簡潔に記入して下さい。

上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇市町村長

5 農業改良資金

令和8年6月版

農業の担い手が農業の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、新たに農畜産物の加工を始める、新作物に取り組む、あるいは新技術を導入するなど、チャレンジすることを支援するため、無利子の資金を融通することにより、農業経営の安定及び農業生産力増強に資することを目的としている。

1 根拠法令

- (1) 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）
- (2) 農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）
- (3) 農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）
- (4) 農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）
- (5) 農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）
- (6) 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）
- (7) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）
- (8) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成22年法律第23号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）
- (9) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）
- (10) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）

2 制度の特徴

- (1) 新たな農業部門の経営開始などにチャレンジするための資金である。
- (2) 無利子である。

3 融資機関

- (1) 日本政策金融公庫
- (2) 日本政策金融公庫の業務委託先金融機関
（県内に本店を持つ委託先金融機関：県信用農業協同組合連合会、全総合農協、
鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、
鹿児島信用金庫、奄美大島信用金庫、奄美信用組
合、鹿児島興業信用組合
県外に本店を持つ委託先金融機関：熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、都銀など）

4 貸付条件

- (1) 貸付対象者
ア 農林漁業バイオ燃料法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた
農業者等（同計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限

る。)

- イ 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた同法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等(同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。)
- ウ 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- エ みどりの食料システム法第19条第1項の環境負荷低減事業活動実施計画又は同法21条第1項の特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等
- オ 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等
- カ 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
ただし、次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。
 - (ア) 金融保険業を営む場合
 - (イ) 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6ヶ月を経過していない場合
 - (ウ) 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みに際し法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合
 - (エ) 許認可及び登録等を必要とする業種にも関わらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

(2) 資金使途

- ア (1)のオからエに掲げる者が農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金(農業改良措置に該当するものに限る。)
 - (ア) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (イ) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
 - (ウ) 家畜の購入又は育成に必要な資金
 - (エ) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
 - (オ) 農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における権利金の支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一括払いに必要な資金
 - (カ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額の一括払いに必要な資金
 - (キ) 能率的な農業技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - (ク) 品種の転換を行うのに必要な資金
 - (ケ) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - (コ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - (サ) 農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費、雇用労賃、機械・施設の修理費の初度的な経費に充てるのに必要な資金
- イ (1)のオに掲げる者が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用するために必要な資金

ウ (1) のカに掲げる者が支援先の農業者等が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するために必要な次に掲げる資金

(ア) 農業経営に必要な施設の設置に必要な資金

(促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該農業者等が行う農畜産物の生産又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用するために必要な資金)

(イ) 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(促進事業者が支援先の農業者等の農畜産物等を原料または材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該農業者等の農業改良措置を支援する効果を有する加工施設の改良、造成又は取得をするために必要な資金)

(ウ) 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(支援先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金)

(3) 貸付限度額

ア 個人

5,000万円

イ 法人・団体

1億5,000万円

(4) 融資率

100%

(5) 償還期限

12年(うち据置期間3年以内)

ただし、次のいずれかに該当する場合、据置期間5年以内

ア 特定地域に在住する者(5の(1)参照)

イ 上記4(1)貸付対象者イ、オ、及びカのいずれかに該当する場合

5 その他

(1) 特定地域(4の(5)のイ)

以下のいずれかに該当する地域を含む市町村

ア 中山間地域(日本政策金融公庫法別表第1第11号)

イ 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項)

ウ 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法第1条)

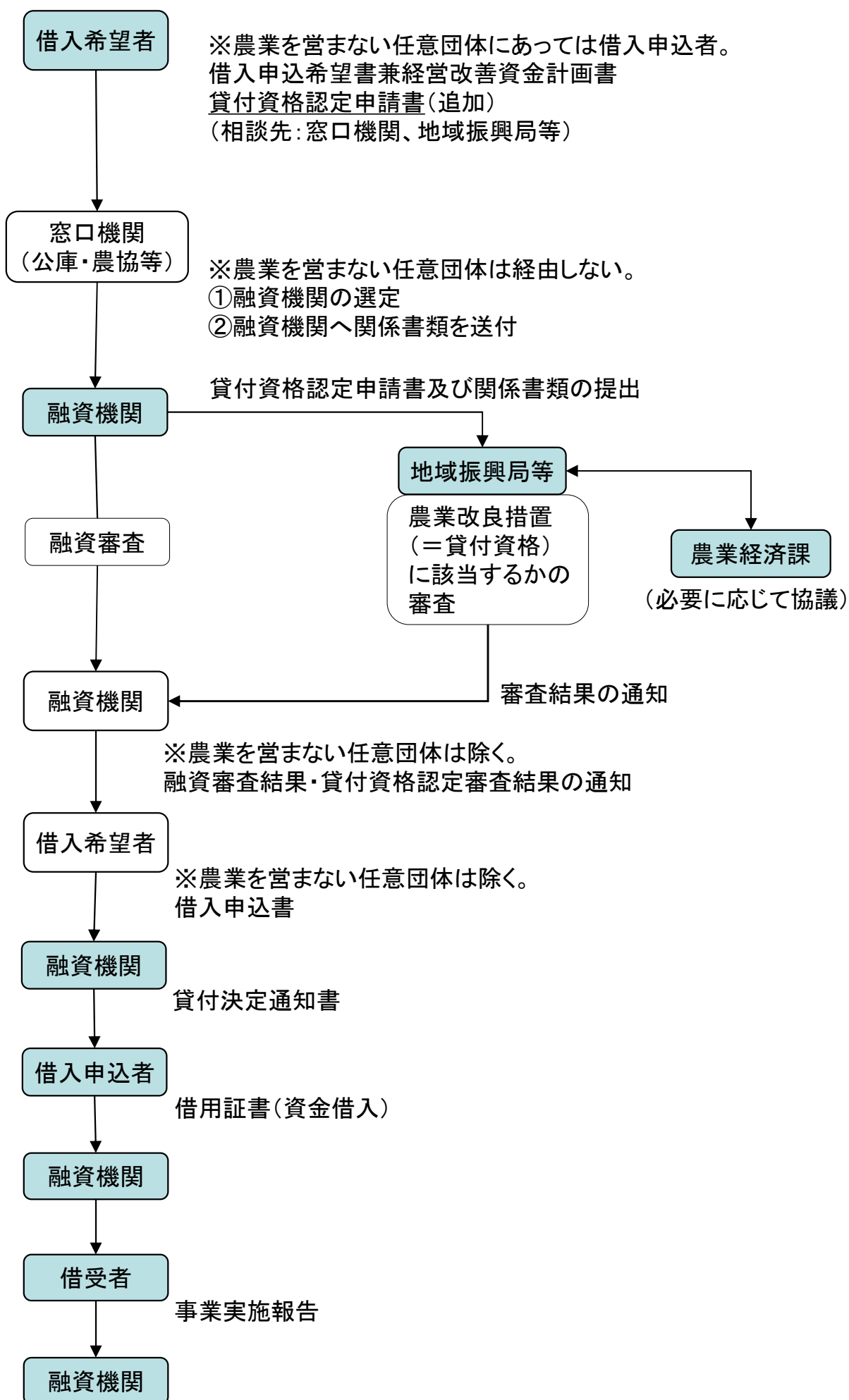
エ 振興山村(山村振興法第7条第1項)

オ 半島振興対策実施地域(半島振興法第2条第1項)

カ 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項)

キ 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項)

6 事務処理手続



余 白

6 その他の日本政策金融公庫資金

融資機関：日本政策金融公庫、日本政策金融公庫の業務委託先金融機関

資 金 名	制度の特徴など	資 金 使 途
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	1 診療施設等、広く共同利用施設を対象としている 2 災害復旧に利用可能 3 資金使途に応じて、利率等の貸付条件が細分化されている	農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得 (その他の共同利用施設については、病院・診療所の施設、介護老人保健施設、老人福祉施設、有料老人ホームなども対象となる)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	1 家畜診療施設、農業技術の研究施設などを対象としている 2 災害復旧に利用可能 3 資金使途に応じて、利率等の貸付条件が細分化されている	1 農業施設 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設や、農機具などの改良、造成又は取得
		2 特別振興事業 ① 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設や、農機具などの改良、造成又は取得 (新品種育成又は採用のための実験室等の試験研究施設を含む)
		② ①に関連して必要となる運転資金
		3 産業動物に係る診療施設 獣医療法に規定する「診療施設整備計画」に従って行う産業動物に係る診療施設の改良、造成又は取得
スーパーW資金 (農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)のうち、アグリビジネス強化計画の認定を受けた者に対する資金)	1 認定農業者が、農産物の高加価値化や経営の多角化に取り組むために設立した法人による農産物の加工又は販売の事業を行う場合に際し、当該法人が利用可能な資金 2 アグリビジネス強化計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要がある	4 災害復旧施設 ① 果樹の改植・補植 ② 前記農業施設の災害復旧
		1 農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設及び農産物直売施設の改良、造成又は取得 2 1に関連して必要となる運転資金
農業基盤整備資金	1 用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など生産基盤の整備に対する資金 2 土地改良区等の事業主体が利用可能 3 生産基盤の災害復旧に利用可能	1 農地に係る改良又は造成 2 農地の改良、保全又は利用上必要な施設 3 牧野に係る造成、改良又は保全 4 牧野の保全又は利用上必要な施設 5 農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設に係る災害復旧
担い手育成農地集積資金	1 無利子資金である 2 農業基盤整備資金利用事業のうち、一定の要件を満たすものについて負担を軽減することを目的とする	農業基盤整備資金に同じ。ただし、農業基盤整備資金と一体として利用する場合に限り、かつ以下の事業に採択されたものに限る。 経営体育成促進事業

貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額	融資率
1 土地改良区、同連合 2 農業協同組合、同連合会 3 農業共済組合、同連合会 4 5割法人・団体 5 農業振興法人 など	資金使途により 15年～ 30年以内 (3～5年以内)	限度なし	80%
1 農業を営む者で、「環境保全営農計画」について市町村長の認定を受けた者 2 農業を営む者が組織する法人で「アグリビジネス強化計画」について特別融資制度推進会議の認定を受けた者	15年以内 (3年以内)	限度なし ただし、貸付対象者の②については、個人3,500万円、法人7,000万円を上限とする	80% 特例90%
特別振興事業を行う者 (最新の技術若しくは経営方式を導入しようとするなどの事業で、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業)	15年以内 (3年以内) 資金使途の②については、 10年以内 (3年以内)	限度なし	
産業動物の診療の業務を行う者	10年以内 (2年以内)	限度なし	
農業を営む者	資金使途① 25年以内 (10年以内) 資金使途② 15年以内 (3年以内)	1施設あたり、300万円 ただし、限度額の引き上げが特に必要と認められた場合は、600万円	
認定農業者が加工、販売事業を行うために設立した法人で、以下の要件を満たしていること ① 認定農業者が総株主又は総社員の過半数を有していること ② アグリビジネス強化計画を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けていること ③ 複数の農業者が当該法人の構成員となっていること	資金使途の1 25年以内 (5年以内) 資金使途の2については 10年以内 (3年以内)	限度なし	80% 特例90%
1 土地改良区 2 土地改良区連合(事業主体になる場合に限る) 3 農業協同組合、同連合会 4 農業を営む者 5 5割法人・団体 6 農業振興法人 など	25年以内 (10年以内)	貸付を受けるものの負担する額	100%
農業基盤整備資金に同じ	25年以内 (10年以内)	次のいずれか低い額 ① 当該年度に負担する額 (地元負担額-自己資金) の6分の5に相当する額 ② 融資対象事業費の10%に相当する額	(貸付限度額を参照)

資 金 名	制度の特徴など	資 金 使 途
振興山村・過疎地域経営改善資金	1 振興山村地域又は過疎地域の農林漁業者が利用可能な資金である 2 計画期間内に必要な資金について、計画的に利用可能である 3 計画期間中は、資金使途が同じ他の公庫資金を利用することは出来ない	知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う以下の事業 ① 果樹、茶、多年生草本、桑、花木の新植・改植 ② 果樹の育成 ③ 乳牛、繁殖用素畜(牛、豚、めん羊、山羊)の購入 ④ 施設及び機械の改良、造成、取得(農舎、畜舎、加工施設など) ⑤ 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設
畜産経営環境調和推進資金	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」等に基づき、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うための資金制度である	1 知事の認定を受けた「処理高度化施設整備計画」に基づき行う以下の事業 ① 施設及び機械の改良、造成及び取得(畜舎、加工施設、環境保全施設など) ② ①の賃借又は利用料 ③ 畜産業を営む構成員としての法人への参加に必要な出資金 2 知事の認定を受けた「共同利用施設整備計画」に基づき行う共同利用施設及び機械の改良、造成又は取得
食品等持続的供給促進資金(卸売市場近代化施設)	1 卸売市場の近代化に必要な施設の整備を支援する資金 2 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく資金	1 卸売市場の業務に必要な施設の改良、造成又は取得 2 保管施設、処理加工施設等の卸売業者施設の改良、造成又は取得 3 保管施設、配達センター等の仲卸業者施設の改良、造成又は取得
食品等持続的供給促進資金(食品等持続的供給促進事業)	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(以下「食料システム法」とする。)に基づく認定を受けた安定取引関係確立事業計画等に従って食品等の持続的な供給を実現するための事業活動を行う事業者向けの資金	1 食品産業・農林漁業連携事業 1 農林漁業者と食品等事業者が共同して利用する施設の整備等 2 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 3 他の農林漁業を営む法人又は食品等事業者への出資 4 1～3の事業に関連して必要となる長期運転資金 2 食品産業生産性向上型事業 1 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 2 他の食品等事業者への出資 3 1又は2の事業に関連して必要となる長期運転資金 3 卸売市場機能高度化型施設 食料システム法に規定する認定計画に基づいて行う流通合理化事業の実施に必要な次に掲げるもの ① 品質管理保全施設 ② 定温輸送車 ③ 自動仕分け・搬送保管施設 ④ 加工・調整施設 ⑤ パッケージ施設 ⑥ 情報処理施設 ⑦ 営業の譲受け ⑧ 出資 ⑨ ①～⑦に係る特別の費用
新規用途事業等資金	特定農林畜水産物を原材料として使用する、製造又は加工業者向けの資金である	以下に必要な施設の改良・造成・取得、特許権等の取得、技術の導入費など ① 新規の用途の実用化 ② 新品種を使った製品生産の実用化

貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額	融資率
1 農業を営む個人・法人 2 共同利用施設の設置、農作業の共同化の事業を行う法人及び団体 3 農業協同組合、同連合会 4 5割法人・団体 5 農業振興法人	25年以内 (8年以内)	1 補助事業の場合 限度なし 2 非補助事業の場合 ① 個人:1,300万円(特別:2,600万円) ② 法人・団体:5,200万円(特別:6,000万円) 雇用創出効果等に応じて、 1億円～5億円に拡大可能	80%
畜産業を営む者(牛、豚、鶏、馬に限る) *特認要件 ① 家畜排せつ物の利用促進の施設の導入を図る計画 ② 環境保全のため、家畜飼養施設を他所に移転する計画	20年以内 (3年以内) 資金使途の 1の②及び ③については 15年以内 (3年以内)	次のいずれか低い額 ① 貸付を受ける者の負担する額の80%(特認90%) ② 個人:3,500万円 (特認12,000万円) 法人:7,000万円 (特認40,000万円) 貸付を受ける者の負担する額の80%	(貸付限度額を参照)
1 畜産業を営む者 2 農業協同組合、同連合会 3 5割法人・団体	資金使途1 25年以内 (5年以内) 資金使途2 及び3 15年以内 (3年以内)	資金使途、法人の規模等により異なる	70%～80%
1 安定取引関係確立事業活動計画等について農林水産大臣の認定を受けた食品等事業者	25年以内 (3年以内)	限度なし	80%
1 安定取引関係確立事業活動計画等について農林水産大臣の認定を受けた食品等事業者		限度なし	80%
1 卸売市場の開設者 2 卸売市場の卸売業者 3 卸売市場の仲卸業者 4 卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合及び事業協同小組合		限度なし	80%
製造業者、加工業者 ただし、中小企業者であって特定農林畜水産物を原材料として使用するもので、貸付対象事業について食料産業局長の認定を受けたものに限る	15年以内 (3年以内)	限度なし	80%

資 金 名	制度の特徴など	資 金 使 途
食品安定供給施設整備資金	- 食料の安定供給の確保に資する事業に対する資金である。 - 食品の製造、加工、流通業者を対象としている。	- 再資源化対策 動植物性残さの選別・堆肥化施設の整備、動植物性残さからの有用食品素材の抽出・精製など - 食品流通対策 食品流通機能の高度化、高度な品質管理手法を導入する流通施設の整備など - 新規事業育成 高度な技術開発のための研究設備・研究開発費、技術開発後の企業化・量産化施設の整備 - 米穀新用途利用促進 米穀製粉施設、米粉パン製造施設の整備、米粉製麺設備の導入など
中山間地域活性化資金	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るための事業に対する資金である。	- 加工流通施設 新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓に必要な施設の改良、造成若しくは取得又はそれらを行うための特別の費用の支出若しくは権利の取得 - 保健機能増進施設 中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものの改良・造成・取得 これらの施設を設置するための特別の費用又は権利の取得 - 生産環境施設 中山間地域内において、担い手の定住化を促進するための施設の改良、造成、復旧又は取得
特定農産加工資金	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいた、特定農産加工業の経営改善を促進するための資金である。 貸付適用期限は令和11年6月30日までとする。	次の事業を行うための、建物、機械の取得に要する費用(経営改善措置に関する計画又は事業連携に関する計画について県知事の承認が必要) ①新商品・新技術の研究開発又は利用 ②事業の転換 ③事業連携による生産の共同化、合併又は営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これに準ずるもの ④原材料の調達先の変更 ⑤代替原材料の使用 ⑥原材料の効率的な使用 ⑦原材料の保管
農業競争力強化支援資金	農業生産に関する事業の再編を促進することにより良質かつ低廉な農業資材の供給および農産物流通等の合理化を図るための資金	認定事業再編計画に基づいて行う事業再編の実施に必要な事業であって次に掲げるもの。 ①施設の改良、造成若しくは取得または特別の費用の支出若しくは権利の取得 ②他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資
スマート農業技術活用促進資金	スマート農業技術活用促進法に基づき、農業者の減少等の環境変化に対応して農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用とその効果を十分発揮させるための生産方式の変更、スマート農業技術やその効果を十分に発揮させるための新品種その他の農業資材の開発・供給の取組を支援するための資金	「認定生産方式革新実施計画」又は「認定開発供給実施計画」に従って行う生産方式革新事業活動又は開発事業(※)の実施に必要な資金であって次に掲げるもの。 ①農地等の改良、造成等(農地の取得は対象外) ②施設の改良、造成、取得等 ③無形固定資産の取得、販売促進費その他費用の支出 ※スマート農業技術等の開発の事業及び当該事業の効率的な実施を図るための合併等の措置を除く。

貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額	融資率
食品の製造、加工又は流通の事業を営む者(中小企業者に限る)ただし、資金使途の2～3にあつては、国産農林畜水産物の年間取引額が3,000万円以上であつて、1年以上の安定的取引が見込める者に限る。	15年以内 (3年以内)	限度なし	40%
			40%
			40%
			80%
1 加工流通施設 次の事業であつて、新商品の研究開発等が行われる事により、中山間地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者 ①中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造若しくは加工の事業 ②中山間地域農林畜水産物又はその加工品の販売事業 2 保健機能増進施設 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者 3 生産環境施設 農業、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とする者を含む) ※ 1、2は中小企業者に限る	資金使途の1、2 15年以内 (3年以内) 資金使途の3 25年以内 (8年以内)	限度なし	80%
1 特定農産加工業者(14業種) 2 関連農産加工業者(12業種) (資金使途③の場合) 3 1又は2を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、農業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会及び一般社団法人 ※ 中小企業に限る	15年以内 (3年以内)	限度なし	80%
次に掲げる事業を行う者であつて、認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者 ①飲食品(花きを含む。以下本資金において同じ。)の卸売事業 ②飲食品の小売事業 ③飲食品の製造事業 ④配合飼料製造事業	20年以内 (3年以内)	限度なし	80%
【認定生産方式革新事業者】 ①農業者又は農業者が組織する団体 ②スマート農業技術活用サービス事業者 ア 農業者に代わって農作業を行う者 イ 農業者へ農業機械等を賃貸する者(※) ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する者(※) エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う者(※) ③食品等事業者(※) 【認定開発供給事業者】 ①スマート農業技術活用サービス事業者 ア 農業者に代わって農作業を行う者 イ 農業者へ農業機械等を賃貸する者(※) ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する者(※) エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う者(※) ②農業資材の生産及び販売を行う者(※) ※中小企業者に限る。	25年以内 (5年以内)	貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額	(貸付限度額を参照)

余 白